

NITE事故情報データベースのVOC等放散事故検索結果

別添

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2002-0929	2002/4/13	カーペット	中華人民 共和国	購入したカーペットを朝敷いて外出し、夜に帰宅したところ悪臭がした。その夜は別の部屋で就寝したが、翌朝めまい、フラつきがあり病院で診察を受けたところ、低酸素血症と診断され、酸素吸入を受けた。	製造業者が公的機関に依頼し行った試験結果では、厚生労働省「シックハウス問題に関する検討会」で策定された毒性揮発性有機化合物は検出されなかったこと及び事故品が入手できないことから、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2003/6/13	0	1
2003-1921	2004/2/1	スプレー缶 (エアダスター)	日本国	ファンヒーターを使用した室内でエアダスターを使用したところ、咳き込み、気分が悪くなった。	エアダスターから噴射された代替フロンガス(HFC-134a)がファンヒーター内部の熱により分解し、発生したフッ化水素酸もしくはフッ化カルボニルを吸い込んだため、咳き込んだものと推定される。なお、製品には、熱源のある室内等で使用した場合に関する注意表示がなかった。	A4	平成16年2月24日付けの新聞及びインターネットのホームページに社告を行い、製品に注意喚起する旨のシールを貼付した。	00 00 00 00 年 月 日 回	2004/8/13	0	0
2004-1080	2004/8/9	スプレー缶 (忌避剤)	不明	自然環境調査のため、会社で段ボール箱に熊よけのスプレーを詰めていたところ、安全ピンが外れ、スプレーが吹き出し、3人が目やのどに痛みを訴え病院に運ばれた。	消防の調査では、製品に問題はなく、スプレー缶を梱包する際に、誤ってスプレー缶のレバーに触れてしまい、催涙成分が噴き出たものとみている。	E2	製造業者等は不明であり、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 00 年 月 日 回	2005/5/30	0	3
2004-1097	2004/1/16	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を1か月に3回使用した後、車に乗ると目や喉が痛くなり咳が出る。自動車の中に入れておいた衣類にも臭いがついた。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も車内や衣類に当該物質が残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	00 01 00 03 年 月 日 回	2005/12/26	0	1
2004-1854	1999/9/24	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を使用した翌日から頭痛がし、喉が痛くなった。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も当該物質が車内に残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	不明	2005/12/26	0	1
2004-1859	2001/3/1	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を使用した直後から目や鼻が痛くなり、鼻血が出てきた。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も当該物質が車内に残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	00 00 00 01 年 月 日 回	2005/12/26	0	1
2004-1860	2001/5/28	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を使用後、目に刺激を感じ、目を開けられないような状態になった。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も当該物質が車内に残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	00 00 00 01 年 月 日 回	2005/12/26	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2004-1861	2002/10/21	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を使用し、約30分経過後に乗車したところ頭痛がし、喉が痛くなった。翌朝、体調がよくなったが、再度、乗車すると、また頭痛がして喉が痛くなった。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も当該物質が車内に残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	00 00 00 01 年 月 日 回	2005/12/26	0	1
2004-1862	2003/8/28	消臭剤 (自動車用)	日本国	自動車用消臭剤を使用後、鼻の粘膜や頭が痛くなった。	かびの増殖を抑制する等の効果のあるパラオキシ安息香酸ブチル等の薬剤を加熱して車内に蒸散させるタイプの消臭剤で、パラオキシ安息香酸ブチルは常温では無臭であるが、加熱すると刺激臭があり、その含有量が多すぎたために、使用後も車内や衣類に当該物質が残存し、人体に作用したものと推定される。	A1	パラオキシ安息香酸ブチルを減量するとともに、短期間での頻回使用を制限する注意表示をすることを検討する。	00 00 00 01 年 月 日 回	2005/12/26	0	1
2005-0467	2005/6/10	スプレー缶 (クリーナー)	日本国	学校行事の片づけで、テーブル等について粘着テープの粘着剤を拭き取るためにスプレー式クリーナーを使っていたところ、児童14人が頭痛や吐き気を訴え、うち12人が病院に搬送された。	児童たちが、かがんだ姿勢で床についた粘着テープの粘着剤を取り囲み、短時間の間にクリーナー2本を使い切ったため、強い臭気が周辺にこもりクリーナーに含まれているD-リモンエンにより頭痛や吐き気を訴えたものと推定される。(他の内容物:プロパン、非イオン界面活性剤)	A4	当該型式品については、既に販売を終了しており、他に同種事故が発生しておらず措置はとれなかった。なお、今後は製品本体の注意表示を見直し、一度に多量にスプレーしない旨の追加表示を行うこととした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2006/3/6	0	14
2005-0855	2005/7/29	ラミネーター【ラミネーター】	日本国	窓を閉めエアコンをつけた約8畳ほどの部屋で、ラミネーターを使用中と使用後に目や喉が痛くなり、2メートルほど離れたところにいた文鳥が死亡した。なお、自動運転中の空気清浄機の表示が「強」の状態となり、その状態が数時間続いた。	同等品を用いて開梱後初使用で放散される物質を調査したところ、目や喉への刺激を生じさせるホルムアルデヒド等の物質が確認されたことから、目や喉の痛みについては、これら放散物質による可能性が高いと考えられるが、放散物質のうち厚生労働省で室内濃度指針値を示している物質(ホルムアルデヒド等)について、その使用環境における想定濃度と指針値を比較したところ、必ずしも高い濃度ではなかった。なお、放散物質と文鳥が死亡したこととの因果関係は不明であった。	F2	部品の一つである、ゴムロールのエージング時間を1時間延長しアルデヒド類の放散量を減少させた後、出荷することとした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2007/3/30	0	1
2006-1363	2006/09/00	たんす	インドネシア共和国	5年前購入したたんすの臭いが強く、体調不良となった。その後、病院で化学物質過敏症と診断された。	たんすが置かれていた室内空気中のホルムアルデヒド濃度は、厚生労働省が定める指針値(100 μ g/立方メートル)を上回っていた(128 μ g/立方メートル)が、たんすのみの放散速度から推定されるホルムアルデヒドの室内濃度は、厚生労働省が定める指針値を下回る(40 μ g/立方メートル)ため、原因の特定はできなかった。	G1	平成15年より、厚生労働省が定める指針値以下になるよう、部材の見直しや入荷及び出荷時の検品体制を強化した。	05 00 00 00 年 月 日 回	2008/3/17	1	1
2006-1472	2001/01/00	電気ストーブ【電気ストーブ】	不明	5年前に電気ストーブを購入し、使用し始めてから頭痛、手足のしびれなどの症状が生じた。現在症状は軽減したものの、手足のしびれが残っている。	使用初期に放散される化学物質については調査できないことから原因の特定はできなかった。なお、回収した使用済み品による試験ではホルムアルデヒドの放散は認められなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 04 00 00 年 月 日 回	2007/7/20	1	0

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2006-1473	2005/10/17	トースター(ポップアップ式) 【電気トースター】	中華人民 共和国	トースターを購入後初めて使用した直後から、吐き気と倦怠感を感じ、発熱した。	同等品を用いて調査した結果、初期使用時にホルムアルデヒドの放散が確認された。ホルムアルデヒドは、加熱により内部に使用されている絶縁体(雲母をシリコンレジンで結着させたもの)から放散されたものと推定されるが、ホルムアルデヒドと症状との因果関係については特定できなかった。なお、使用3回目には、同等品からホルムアルデヒドの放散は確認されなかった。	G1	取扱説明書には「使用前に十分な換気の上、2～3回の空焼きを行う」旨の注意表示を行っているが、絶縁体については、前処理工程として600度で2時間焼着作業を行いホルムアルデヒドの放散を低減する処理を行うこととした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2007/7/20	0	1
2006-1476	2005/11/00	電気ストーブ【電気ストーブ】	中華人民 共和国	電気ストーブを使用したところ、しばらくして家人2人が、しびれが生じめまいを感じた。	使用初期に放散される化学物質については調査できないことから原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 01 00 00 年 月 日 回	2007/7/20	0	2
2006-1479	2006/07/00	机(チェスト付)	ベトナム 社会主義 共和国	机、チェストを購入後10日位で、気分が悪くなり、光が飛ぶように見えた後、視野の一部が欠け、目の前が暗くなり立っていらなくなるのが2～3回あり、日常的に視野の異常、偏頭痛、鼻詰まりの症状が出たので、病院に行ったところ化学物質アレルギーの可能性が高いと言われた。	製品から放散されるVOC等について室内濃度測定を行ったところ、ホルムアルデヒド濃度はおよそ68ug/立方メートルで、厚生労働省の示す指針値(100ug/立方メートル)を下回っていた。症状と当該製品から放散される化学物質との因果関係は不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因は不明であるが、製造・輸入業者に対して、より安全な材料を使うことを海外生産工場へ指導するように要請することとした。	00 03 00 00 年 月 日 回	2008/3/17	0	1
2006-1512	2006/9/23	鞆(アタッシュケース)	中華人民 共和国	リサイクルショップで中を開けずに購入したアタッシュケースを自宅で開けたところ、中から鼻をつくようなにおいがし、頭痛や腰痛が起き、肌がチクチクした。	事故品内部からトルエン、ホルムアルデヒド、ナフタレンの放散が認められたが、放散速度から推定される、およその室内空気濃度は、各々0.4、2.2、8.3ug/立方メートルとなり、厚生労働省が定める指針値等と比較して微量なものであった。鞆を開けた際、内部に蓄積された高濃度の化学物質に瞬間的に暴露されたと考えられるが、症状との因果関係は特定できなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 01 年 月 日 回	2008/3/17	0	1
2006-1815	2006/10/00	防音室	日本国	室内に設置できる防音室を中古で購入したところ、設置直後から防音室に入ったり近づいたりすると咳が出たり、息苦しさを感ずるようになった。	被害者は、防音室を撤去した後は咳や息苦しさが収まったとのことであるが、防音室内のホルムアルデヒド及びVOC濃度は、厚生労働省の指針値以下であり、症状と防音室内の化学物質との因果関係は不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 01 00 00 年 月 日 回	2008/3/17	0	2
2006-1829	2006/10/19	電気ファンヒーター(セラミックヒーター)【電気温風機】	中華人民 共和国	2年間使用しているセラミックヒーターを使用すると、接着剤のような臭いが発生し、目が「チカチカ」として、のどが痛くなった。	セラミックヒーターのフィルターには汚れが付着していたことから、付着した汚れ等により臭いが発生したものと考えられるが、発生した臭いと目が「チカチカ」してのどが痛くなったこととの因果関係については特定できなかった。なお、臭いを確認したところ、無臭ではないが、接着剤の様な刺激臭は感じられなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	02 00 00 00 年 月 日 回	2007/7/20	0	0

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2006-2682	2006/12/00	たんす(チェスト、桐製)	中華人民 共和国	閉め切った部屋にたんす(2棹)を置いていたところ、アピーを持つ子供の具合が悪くなった。ホルムアルデヒドの試験紙で検査すると部屋はうす黄色、たんすの中は濃い黄色に変色した。	背板及び引き出しの底板に、建築基準法で使用が禁止されている第1種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当する合板を使用しており、事故品の放散速度から算出した一定条件下におけるホルムアルデヒド室内濃度推定値は、厚労省指針値に対して、引き出しを閉めた状態で約1.6倍、開けた状態で約6倍となることから、高濃度のホルムアルデヒドに暴露されたことによって、体調が悪くなったものと推定される。	A1	当該製品の輸入・販売は終了しており、現在、取り扱っているたんすについては、製造工場を変更して背板及び引き出し底板には建築基準法に規定の第2種建材(ホルムアルデヒド放散速度が20~120ug/平方メートル・h)のMDFを使用するとともに、取扱説明書等で、部屋の換気についての注意喚起を強調することとした。なお、当該事故情報を厚生労働省に情報提供した。	00 03 00 00 年 月 日 回	2008/10/23	0	1
2007-2074	2007/6/20	サンドバッグ	中華人民 共和国	インターネットオークションで購入したサンドバッグから非常に強いにおいがし、10日ほど使用したところ、夜中に嘔吐するなど体調が悪くなった。	試験の結果、当該製品から放散される有機化合物としてホルムアルデヒド等23物質が確認されたことから、これら放散物質によって体調不良となった可能性が高いと考えられるが、各物質とも、その使用環境における濃度を想定した場合、必ずしも高い濃度ではなかったことから、放散物質と症状との因果関係が特定できなかった。	F2	放散物質と症状との因果関係が特定できないため、措置はとれなかった。	00 00 10 00 年 月 日 回	2008/7/31	0	1
2007-2121	2007/6/00	レジ袋	中華人民 共和国	量販店で購入した商品をレジ袋に入れてもらったところ、袋のにおいで頭痛がし気分が悪くなり、1~2時間寝込んだ。	試験の結果、レジ袋(ポリエチレン製)から、ドデカン、テトラデカン、ヘキサデカン、BHT(酸化防止剤)の4物質の放散が確認されたことから、これら放散物質によって体調不良となった可能性が高いと考えられるが、4物質とも、その使用環境における濃度を想定した場合、必ずしも高い濃度ではなかった。	F2	個人の感受性による事故であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 01 年 月 日 回	2008/3/17	0	1
2007-2214	2007/6/20	補助錠(サッシ用)	中華人民 共和国	サッシ用補助錠を取り付けようとしたところ、5~10分程後、補助錠のにおいで気分が悪くなり嘔吐した。	当該製品に使用されているすべり止め用のゴム(再生ゴム)から、クレゾール、ナフタレン、テトラデカン、BHT等の放散が認められたため、これら放散物質によって体調不良となった可能性が高いと考えられるが、いずれの物質も、その使用環境における濃度を想定した場合必ずしも高い濃度ではなく、個々の放散物質と症状との因果関係は特定できなかった。	F2	個人特有の感受性による事故とみられるが、再生ゴムから放散される化学物質が影響している可能性が考えられるため、平成19年8月13日から成形済みの再生ゴムの乾燥時間を、2日間から1週間に延長した。また、次回成型時からはおの少ない合成ゴムを使用することとした。	00 00 01 00 年 月 日 回	2008/7/31	0	1
2007-2968	2007/7/1	蚊取り線香	日本国	蚊取り線香に火をつけてしばらくしたら、ふくらはぎが赤く腫れ、のどが痛くなり目やにが出た。病院で、アレルギー反応の症状と診断された。	事故の状況から、燃焼成分によりアレルギー反応を起こしたものと考えられるが、他に同種事故がないことから、被害者個人の感受性によるものと推定される。なお、当該製品には、天然除虫菊のピレトリンが含まれている。	F2	製品には問題がない事故であるため、措置はとれなかった。なお、使用上の注意に「アレルギー体質の方は使用に注意してください」と表示している。	00 00 00 01 年 月 日 回	2008/7/31	0	1
2007-2990	2007/7/14	レインウェア	中華人民 共和国	台風時にレインウェアを着用し作業をしていたところ、レインウェアから滴り落ちた雨が目に入り、目が充血し体がだるくなった。	雨が目に入ったこと、当該製品には若干においがあつたことから不快に感じたことなどが考えられるが、目の充血や体調不良となった原因は特定できなかった。なお、当該製品はポリ塩化ビニル製であり、可塑剤としてフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が使用されていた。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2008/7/31	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2007-3007	2007/6/30	電気オープンレンジ 【電子レンジ】	日本国	電気オープンレンジを使用したところ、電子部品の焼けるようなにおいがし、激しい頭痛と眼の痛みを感じた。	事故品が入手できないことから、調査できなかった。	G2	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	01 00 00 00 年 月 日 回	2008/11/28	0	1
2007-2868	2007/7/11	つめ傷保護シート(ペット用)	日本国	ペットのつめ傷を保護するシートを壁に貼っていた際、咳が出て動悸がし、全身が腫れてきたので病院に行ったところ、アナフィラキシーショックと診断され、1日間入院した。	事故同等品から、トルエン等の化学物質の放散が確認されたことから、これら放散物質によって発症した可能性が考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	個人の感受性とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2008/11/28	0	1
2007-5072 (重大)	2007/4/9	ベッド	タイ王国	当該製品を寝室にて使用した30歳代の女性がアレルギー性の気道炎及び蕁麻疹等と診断された。	集材材や合板などの木製製品にはホルムアルデヒドが含有されており、製品に含まれる化学物質に起因するものであることが疑われるが、当該製品については、添付された説明書において、開封時に臭気が残っている場合は風通しの良いところにしばらく放置すること、組立てや設置後は部屋の換気を十分にすること、等の注意喚起がなされていた。	G1	当該製品等販売以来、約13000点以上が販売されているが、当該製品に起因するアレルギー性気道炎等の健康被害の発症事例は他に確認されていないことから、現時点では、販売元企業は、当該製品と同一の型式製品による同様な被害が発生する危険性はないと判断している。しかしながら、今般の事故を受け、販売元企業では、注意喚起の文書をより詳細な内容とすること、及び製品を梱包している箱に注意書を表示することを再発防止策として行うこととしている。	00 04 00 00 年 月 日 回	2011/8/31	1	0
2007-5260	2007/12/10	靴(紳士用)	中華人民 共和国	購入直後の男性用ブーツから刺激臭がして、目とのどが痛くなった。	事故品(底材:ゴム製、アッパー:合成皮革等)からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ナフタレン、トルエン、キシレンなど、事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸引したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、今後は化学物質放散に配慮した底材に変更していくこととした。	不 明	2009/5/19	0	1
2007-5321	2007/12/16	畳表	日本国	畳の表替え施工後に乾拭きをしていたところ、強いにおいと刺激を感じて目と鼻が痛くなり、病院で急性角結膜炎と診断された。	当該製品に使用されているい草には土染めが施されており、土粒子の付着が確認された。一方、化学物質放散試験の結果、当該製品から、粘膜に刺激性のあるジメチルスルフィドやヘキサナールが微量検出された。被害者が畳を乾拭きするために顔を近づけた際、土の微粒子又は化学物質によって発症した可能性が考えられるが、症状との因果関係は不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2008/11/28	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2007-6653	2008/02/00	固形燃料	日本国	飲食店で袋入りの固形燃料を新たに開封し、鍋料理に使用したところ、目が「チカチカ」して充血し、涙が出た。鍋料理を配膳する際の当該品の使い方に変更はなく、これまでに異常はなかった。なお、固形燃料にはアルミ箔のカップが付いており、その場合の使用方法として「燃料容器は不要」の旨の表示があったが、こんろに燃料容器を併用していた。	飲食店で使用していたこんろ及び付属の燃料容器に当該固形燃料を組み合わせた使用方法では、不完全燃焼を起こす傾向にあることが確認された。燃料の主成分であるメタノールが不完全燃焼し、発生したホルムアルデヒドによって目に刺激を感じた可能性が考えられるが、これまで異常なく使用してきたことに加え、事故時の詳細な状況が不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、不完全燃焼に関する注意は外装袋の「使用上の注意」に記載しているが、周知徹底のため、再度販売店を通じて使用者へ注意喚起を行うこととした。	00 00 00 00 年 月 日 回	2008/11/28	0	10
2007-6927	2008/02/00	衣類(靴下)	中華人民 共和国	1足ごとが箱に入った、5足1セットの靴下を購入したところ、箱を開けたとたん異臭がして、気分が悪くなった。	被害者の症状から製品に含有される化学物質が体調に影響した可能性が考えられたが、製品(靴下及び箱)から有害物質の放散は確認されず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、当該製品の製造、輸入及び販売は既に終了している。	不 明	2009/7/27	0	1
2007-6951	2007/6/9	防虫剤(ハndsプレー式)	日本国	網戸に「無香性」の表示のある防虫剤を噴霧したところ、強いにおいがし、部屋にいた家族3人が頭痛と気分の悪さを訴え、噴霧の際に薬剤が接触した右掌に水疱ができた。また、防虫剤を噴霧した網戸の網が劣化した。	当該製品には微量のトルエン等の揮発性有機化合物(VOC)が含有されており、噴霧によって室内に放散されたVOCを吸引したことで体調不良になったものと推定され、手の水疱については、当該製品に含まれる界面活性剤との接触によって発症したものと推定される。また、網戸の劣化は、当該製品を使用した後、洗浄目的で酢をかけたためと考えられる。なお、過敏な人を対象に、注意喚起及び対処方法を表示している。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2009/5/19	0	4
2007-7022	2008/3/11	パソコン周辺機器(マウス)	中華人民 共和国	マウスのパッケージを開封したところ、刺激臭がして目が「チカチカ」し、吐き気がした。	事故品(パッケージ)から複数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、事故の症状を引き起こす可能性のあるナフタレン等が含まれていたことから、パッケージ内に滞留し、開封時に一気に放散したVOCを吸引したことで体調不良になったものと考えられるが、同等品からはこれらの化学物質が検出されず、物質の帰属及び原因物質の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2009/7/27	0	1
2007-7208	2008/3/23	サンダル	中華人民 共和国	サンダルを職場で使用していたところ、サンダルから有機溶剤のようなにおいが室内に充満し気分が悪くなった。	事故品の放散化学物質試験の結果、アセトフェノン、2-フェニル-2-プロパノール等のVOC物質が放散されており、これらの揮発性化学物質が製造後十分除去されなかったために、使用開始後も強く放散されたために体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	G1	生産工場においてにおいが弱まるまで化学物質を放散させ、さらに店頭でもにおいがいないかを確認してから販売することとした。	00 00 03 00 年 月 日 回	2009/2/3	0	1
2007-7234	2008/01/00	アイロン台	日本国	アイロン台を使うと、異臭がして目が「チカチカ」する。	本体裏面に裏紙を貼り付ける際の、接着剤の乾燥が不十分な場合に接着剤のにおいが残り、目に影響した可能性が考えられるが、事故品から異臭は感じられず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因は不明であることから、措置はとれなかった。なお、工場での乾燥工程を通常50枚列で行っているところ、処理枚数を半分にして風通しをよくし、十分乾燥させることとした。	00 01 00 00 年 月 日 回	2009/7/27	0	0

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-0276	2007/12/5	電気こたつ(取り替えユニット)【電気こたつ】	マレーシア	こたつのヒーターユニットを取り替えて電源を入れたところ、強いにおいが発生し、気分が悪くなった。	事故品から、わずかにこたつにおいては感じられましたが、化学物質放散試験の結果、事故の症状を引き起こす可能性のある物質は検出されず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、金属プレス品にプレス油が多く残存した場合には、当該油がにおう可能性が考えられることから、プレス油の多量の付着が確認された際には、脱脂処理を行うこととした。	00 03 00 10 年 月 日 回	2009/7/27	0	1
2008-0356	2008/4/10	文具(ファイル)	中華人民共和国	レザー風2リングファイルの包装袋を開けたところ、異臭がして舌がしびれ、のどが「ヒリヒリ」する。	当該製品から多数の放散化学物質が検出され、2-エチルヘキサノール、ドデカン等、事故の症状を引き起こす可能性のある揮発性有機化合物(VOC)が複数含まれていた。レザー風の表紙等をファイル本体に接着剤で貼り合わせた後、本来3日間乾燥をすべきところ1日で出荷したため高濃度のVOCが袋内に滞留し、開封時に放散したVOCを吸引したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	G3	返品された時点では、事故品から強いにおいには感じられず、時間経過とともに化学物質の放散量は減少するため、既製品に対する措置はとらなかった。なお、今後製造する類似の製品については、乾燥工程の管理を徹底することとした。	不 明	2009/5/19	0	1
2008-0375	2007/12/00	寝具(毛布カバー)	中華人民共和国	毛布カバーから刺激臭がして気分が悪くなり、目が「チカチカ」して、皮膚に刺激を感じた。	当該製品の染色加工時に用いられたテルペン油やホルムアルデヒドなどの残留成分による影響の可能性が考えられるが、事故品及び未使用同等品(2点)から特段の異臭は認められず、各々のホルムアルデヒド検出量は0ppm、1ppm及び6ppmで、いずれも法定基準値(75ppm以下)を下回っており、原因物質の特定はできなかった。	F2	他に同種事故は発生しておらず、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、染色加工後の乾燥時間を徹底するとともに、染色プリント加工に関する注意表示を追記することとした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2009/2/3	0	1
2008-0436	2008/4/10	電気製パン器【その他の調理用電熱器具】	中華人民共和国	ホームベーカリーでパンを作っていて、高温加熱時に顔を近づけたところ、目が「チカチカ」して頭が痛くなった。	当該製品から多数の放散物質が検出され、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、テトラデカン、ホルムアルデヒドなど、事故の症状を引き起こす可能性のある化学物質が複数含まれていたことから、初回使用時にこれらの物質が放散しているところに顔を近づけたため、体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	当該製品から放散が確認された各物質の放散速度は、厚生労働省室内濃度指針値を参照した場合、微量であり、繰り返し使用することによって放散量は減少していくことから、今後の事故発生に注視することとし、既製品について措置はとらなかった。なお、当該製品は、既に製造・販売を終了している。	00 00 00 01 年 月 日 回	2009/5/19	0	1
2008-0528	2008/3/19	掃除機【電気掃除機】	中華人民共和国	購入直後、電気掃除機の吸い込み口部品を梱包から開けたところ、不快なお臭がして、咳、たんが出るようになった。その後、2回(2日間)使用したが、症状が継続するため、使用を取りやめた。	事故品の吸い込み口部品から、蒸気吸入した場合に咳等の徴候が現れることのあるホルムアルデヒド等の化学物質の放散が、数物質確認されたことから、これらの物質によって体調不良になった可能性が高いと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 03 03 年 月 日 回	2009/5/19	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-0591	2008/4/20	床敷物(カーペット)	中華人民 共和国	カーペットを使用したところ、異臭があり、吐き気が治まらなかった。	当該製品からの放散物質として、微量のホルムアルデヒド及びスチレンモノマーが検出されたことから、これらの放散化学物質を吸引したことでおう吐感を覚えたものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	他に同種事故発生の情報がなく、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 04 00 年 月 日 回	2009/7/27	0	1
2008-0694	2008/5/3	玩具(くわがたの模型)	中華人民 共和国	くわがたの模型のおもちゃを購入直後に開封し、子供が遊んでいたところ、夜になって頭が痛いと言い出し、咳が出てきた。母親は、開封の際に異臭を感じていた。	製品からの化学物質放散試験を行った結果、概ね55種類のVOC物質が検出され、厚生労働省が室内空気濃度指針値を示すエチルベンゼン等、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の物質が含まれていた。通常は揮発成分を放散させるために実施している製造段階での天日干しを実施しなかった時期があり、事故品はこれに該当するものとみられ、化学物質の放散が強くなっていたと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	G3	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、天日干しを確実に行うとともに、その時間を長くし、できるだけ化学物質を放散させた後に販売することとした。	00 00 01 00 年 月 日 回	2009/2/3	0	1
2008-0897	2008/5/24	ワゴン (乳幼児用)	中華人民 共和国	購入したベビーワゴンを1階玄関付近で組み立てようと箱を開けたところ、シンナー系のおいが2階まで充満し、家人が頭痛を訴えた。	製造工程でラッカー塗装した後、乾燥が不十分な状態で包装したため、包装内で揮発・滞留した塗料に含まれる有機溶剤が、開封時に一気に放散し、これを吸引したことで頭痛に至ったものと推定される。	A3	在庫品には異常が認められず、また、他に同種事故は発生していないことから、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、今後の製品については、出荷前に全数検品検査を行うなど、品質管理の強化を図ることとした。	不 明	2009/2/3	0	1
2008-1702	2008/7/25	スリッパ	中華人民 共和国	スリッパのにおいで気分が悪くなり、頭痛がした。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ナフタレンなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のトータルVOC室内濃度推定値は、厚生労働省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 03 00 年 月 日 回	2010/4/27	0	1
2008-1703	2008/7/27	ゴム脚(防振・防音用)	大韓民国 (韓国)	パソコン底面に取り付けしたゴム脚のにおいで気分が悪くなり、頭痛がし、喉も痛くなった。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ナフタレンなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のトータルVOC室内濃度推定値は、厚生労働省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2010/7/28	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-1868	2008/7/31	鞆(布製)	中華人民 共和国	雑誌付録の布製バッグを開封したところ、異臭がし、バッグを持って夫婦で1時間ほど散歩した後、2人とも嘔吐した。	当該製品からの放散物質として、概ね40種類の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、シクロヘキサンなど、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の物質が含まれていたことから、事故品から放散したVOCを吸引したことで体調不良となったものと推定される。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のトータルVOC室内濃度推定値は、厚労省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるが、当該製品を付録とした雑誌の2008(平成19)年10月号～12月号に記事を掲載し、製品の交換を行った。なお、今後の類似製品の製造にあたっては、化学物質の放散に十分留意することとした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2010/4/27	0	2
2008-2094	2008/8/2	ビニールプール(家庭用)	中華人民 共和国	購入したビニールプールを開封したところ、異臭がし、気分が悪くなって頭痛がした。	当該製品からの放散物質として、概ね50種類の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、テトラデカンなど、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の物質が含まれていたことから、開封時に放散したVOCを吸引したことで体調不良となったものと推定される。なお、表示には「刺激性の臭いがする場合は数時間外気にさらしてから御使用下さい。」と記載されていた。	F2	輸入事業者は廃業しており、措置はとれなかった。なお、当機構は、当該事故情報を厚生労働省に情報提供した。	00 00 06 00 年 月 日 回	2009/5/19	0	1
2008-2495	2008/00/00	たんす(チェスト)	日本国	同時に購入したたんすとテレビ台から異臭がし、体調を崩して縦隔気腫と診断された。なお、引き出しの中や背面部に大量の白い粉があった。	異臭の原因は、当該製品に使用した塗料に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性有機化合物(VOC)と考えられ、縦隔気腫との因果関係は不明であるが、製品から放散するVOCを吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、白い粒は、吹きつけ塗装によって表面に付着した塗料の微粒子が、仕上げ拭きが不十分であったために残存したものであった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、既販品について措置はとらなかった。なお、他に同種事故は発生しておらず、当該製品の製造・販売は既に終了しているが、今後の生産品についてはトルエン、キシレンを含まない塗料を使用することとし、取扱説明書に換気を促す旨を追記するとともに、販売時にも説明を行うこととした。	00 04 00 00 年 月 日 回	2009/5/19	0	1
2008-2499	2008/9/7	カーテン	中華人民 共和国	カーテンを部屋にかけたところ、吐き気と首を絞めつけられるような痛みがした。	事故品及び未開封の同等品について試験を実施したところ、当該品からの異臭は認められず、またホルムアルデヒドの含有量は5ug/gで基準値(20ug/g)を下回っていたものの、製品全体からは相応のホルムアルデヒドが放散されたと考えられることから、放散された当該物質が体調に影響したものと推定される。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2009/10/27	0	1
2008-2885	2008/9/1	洗剤(かつら用クリーナー)	日本国	かつらを洗浄するクリーナー(溶剤)から異臭がし、目が痛くなった。	当該製品は、主成分のシクロヘキサンをはじめとして揮発性有機化合物(VOC)で組成されており、製品から放散するVOCを吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、事故品は、購入したかつらに付属されていた製品で、販売時に口頭で説明はあったものの、組成や取扱いに関する表示はなかった。	A4	2008(平成20)年11月7日から当該製品の販売を中止し、今後はクレンジングオイルを代替品として使用することとした。既販品については、利用者が定期的(月1回程度)にかつらのメンテナンスを受ける際に、個別にクレンジングオイルへの切り替えを行っていくこととする。	00 00 01 01 年 月 日 回	2009/5/19	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-2890 (重大)	2008/8/30	電気がま	中華人民 共和国	当該製品から異臭がしていたため、水洗いをして使用していたところ、体調を崩した。	当該製品及び事故同等品のいずれも異常は認められなかった。 なお、事故との因果関係は特定できなかった。	F2	平成23年3月24日～4月24日の平成22年度第6回第三者委員会で製品起因ではないと判断された。	00 00 03 00 年 月 日 回	2011/8/31	1	0
2008-2924	2008/6/26	シャツ(紳士用)	日本国	ワイシャツを着用したところ、半日で気分が悪くなり、胸の締め付け感や頭痛、手足のしびれなどを感じた。事故品と一緒に洗濯した衣類でも同様の症状がでた。	被害者の症状から製品に含有される化学物質が体調に影響した可能性が考えられたが、製品からホルムアルデヒド等の有害物質は検出されず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 01 年 月 日 回	2009/7/27	0	1
2008-3362	2008/10/23	壁紙	日本国	部屋の改装のため壁紙を貼る合板を設置し、その2日後に壁紙(塩化ビニル製)を貼ったところ、臭気が強くて気分が悪くなり、壁紙をはがしてもにおいが取れず、頭、胸、背中などの皮膚に湿疹を発症した。なお、室内からホルムアルデヒドが検出された。	ホルムアルデヒドは壁紙から検出されず、合板から検出されたことから、居室空気中の当該物質は合板が放散源とみられる。被害者は壁紙施工後に発症しており、壁紙から、模様印刷時に使用されるメチルイソブチルケトン、シクロヘキサノン等の放散が認められたことから、事故品から放散されるこれら揮発性有機化学物質を吸引したため、体調不良に至ったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、壁紙施工時に使用した接着剤及びパテは、ホルムアルデヒドを含有していない製品であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、印刷用インク及び表面化粧用塗料に使用される溶剤の残留を軽減するため、乾燥工程を追加するなどの方策を検討するとともに、施工後は室内換気を行う旨をカタログに記載し、業界全体でも徹底するよう啓発を行うこととした。	00 00 05 00 年 月 日 回	2010/2/3	0	3
2008-3536	2008/10/23	ロール式粘着テープ	日本国	掃除用のロール式粘着テープから異臭がして気分が悪くなった。	当該製品の包装内空気に、シクロヘキサノン、トルエン、BHT(酸化防止剤)等、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の化学物質が含まれていたことから、包装内に滞留し、開封時に一気に放散したこれらの化学物質を吸引したために体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、1日放置した当該製品からは、化学物質の放散はほとんど認められなかった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、今後の製品については、開封時の化学物質放散を抑える方策を検討するとともに、パッケージに「開封の際に製品特有の臭いが感じられる場合がある旨」と、「気になる方は風通しのよいところで開封」する旨を注意表示することとした。	不 明	2009/10/27	0	1
2008-3694	2008/8/19	カーテン(浴室用)	インドネ シア共和 国	バスカーテンを取り付けてシャワーを浴びていたところ、カーテンにおいて気分が悪くなった。	当該製品はポリ塩化ビニル樹脂製で、シャワーに使用した湯温の影響によって製品に含有される化学物質の放散が増大し、これを吸引したことで体調不良となった可能性が考えられるが、確認した時点で事故品から異臭は感じられず、原因の特定はできなかった。なお、製品には、ににおいは無害であるが「気になる場合は一日陰干し」をする旨が注意表示されていた。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2010/2/3	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-4079	2008/5/27	文具(ファイル)	中華人民 共和国	購入したレザー風2リングファイルの包装袋を開けたところ、異臭がして気分が悪くなった。	当該製品から多数の放散化学物質が検出され、2-エチルヘキサノール、ドデカン等、事故の症状を引き起こす可能性のある揮発性有機化合物(VOC)が複数含まれていた。レザー風の表紙等をファイル本体に接着剤で貼り合わせた後、本来3日間乾燥をすべきところ1日で出荷したため高濃度のVOCが袋内に滞留し、開封時に放散したVOCを吸引したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	G3	返品された時点では、事故品から強いにおいは感じられず、時間経過とともに化学物質の放散量は減少するため、既製品に対する措置はとらなかった。なお、今後製造する類似の製品については、乾燥工程の管理を徹底することとした。	不明	2009/5/19	0	1
2008-4134	2008/12/13	テレビ台	中華人民 共和国	購入したテレビ台を開封したところ、部屋全体に強い塗料のにおいが広がり、家族3人が頭痛と吐き気を覚えた。	事故品を確認した時点では、既に強い臭気は感じられず、原因の特定はできなかった。なお、品質管理において、部品ベースでの化学物質の放散に問題がないことを確認している。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、製造工程の管理・監視体制の強化及び品質管理の徹底を図ることとした。	00 00 08 00 年 月 日 回	2009/7/27	0	3
2008-4696	2001/00/00	電気ストーブ 【電気ストーブ】	日本国	電気ストーブを使用したところ、頭痛や吐き気を覚え、目が「チカチカ」した。なお、2001(平成13)年に購入した当時の症状であり、以降は使用を控えていた。	当該製品には、表面及びヒーターに塗装が施されていることから、使用初期には残留している溶剤成分が加熱により放散する可能性が考えられるが、事故品は購入から8年が経過しており、事故品を確認した時点で強い臭気は感じられず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、当該製品は、2000(平成12)年に生産を終了している。	00 00 00 00 年 月 日 回	2009/7/27	0	1
2008-4431	2009/1/12	たんす	ベトナム 社会主義 共和国	たんすなどの収納家具を組み立てようと箱を開けたところ、強いにおいがして頭痛がし、アレルギー体質の子供が咳をし始めた。	事故品を試験室に設置して室内空気中化学物質濃度を測定したところ、ホルムアルデヒドが検出されたことから、当該品から放散されるホルムアルデヒド等を吸引したことで体調不良になったものと推定される。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、取扱説明書の注意喚起をより目立つように修正するとともに、ホルムアルデヒドの吸着シートを同梱することとした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2011/4/26	0	2
2008-4712	2007/09/00	運動器具(ステッパ)	中華人民 共和国	運動器具と付属のマットから化学物質と思われるにおいがし、眼が「チカチカ」して胸が痛くなり、呼吸困難になった。	当該製品からの放散物質として、ゴム材料由来と考えられるベンゾチアゾール等、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、個別には被害症状の原因といえる物質はなかったものの、トータルVOCとしては一定程度放散されており、これを吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のトータルVOC室内濃度推定値は、厚労省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 03 00 00 年 月 日 回	2010/4/27	0	2

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2008-5237	2009/2/28	棚 (スチール製、組み立て式)	日本国	スチール棚を組み立てたところ、塗料のにおいで頭痛がし、嘔吐した。	当該製品の塗装は、メラミン樹脂塗料に有機溶剤で流動性を付与していることから、工程中(180℃、15分加熱)にこれらが十分に放散されないまま梱包されたことで開封時に一気に放散し、体調に影響した可能性が考えられるが、事故品を確認した時点で強い臭気は感じられず、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、取扱説明書に換気を促す旨を追記することとした。	00 00 01 00 年 月 日 回	2010/2/3	0	1
2008-4848	2009/1/28	ふろ用品(おけ、樹脂製)	タイ王国	浴室で湯おけを使用したところ、浴室や浴室内の小物類が「気持ち悪いもの」になり、浴室に入ることができなくなった。更に、浴室隣の台所や台所用品なども「気持ち悪いもの」になった。	当該製品はポリプロピレン製の湯おけで、特段の強い臭気は感じられず、放散化学物質としてシリコンオイル(離型剤)に由来すると考えられる物質や酸化防止剤の他、シクロヘキサン、トルエンなどが確認されたが、これらの化学物質と被害状況との因果関係は不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、今後の製品については、成形後包装するまでに製品を放置する時間を長くして化学物質を放散させる等、使用時の化学物質放散を抑える方策を検討することとした。	00 00 01 00 年 月 日 回	2009/10/27	0	1
2008-4948	2007/12/28	防音室	日本国	自宅内に3畳の防音室を設置したところ、2時間ぐらいて気分が悪くなり、体調を崩した。	被害者宅の室内空気中化学物質濃度を測定したところ、複数検出された化学物質のうち、アセトアルデヒド濃度は厚生労働省指針値の約3.4倍で、当該品撤去後の濃度はおよそ1/10に低減したことから、当該品(主にボード成形時に使用した接着剤)から放散される高濃度のアセトアルデヒドに暴露されたことによって体調不良になったものと推定される。	A1	2010(平成22)年11月17日付けホームページで社告を掲載し、防音室換気扇の常時連続運転及び設置している室内の換気を十分に行う旨の注意喚起を行い、同じ内容でダイレクトメールも送付した。今後は、入り口ドアに「換気をお願い」シールを貼り、揮発性有機化合物を低減するため、製造工程の改善を検討することとした。	01 01 00 00 年 月 日 回	2010/10/28	0	1
2009-0265	2009/2/23	学習机	中華人民共和国	学習机が自宅に届いた日から、子供に嘔吐や咳の症状が出て目が「チカチカ」し、家族にも同様の軽い症状が出た。	当該製品からの放散物質として、ホルムアルデヒドが検出されたことから、事故品から放散する当該物質を吸引したことで体調不良になったものと推定される。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のホルムアルデヒド室内濃度は、厚生労働省指針値のおよそ半分であった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 02 00 00 年 月 日 回	2010/4/27	1	3
2009-0289	2009/02/00	防音室	日本国	自宅の7畳間に1.5畳の防音室を設置したところ、目が「チカチカ」するなど、体調が悪くなった。	事故品の室内空気中化学物質濃度を測定したところ、複数検出された化学物質のうち、アセトアルデヒド濃度は厚生労働省指針値の約3.1倍であったことから、当該品(主にボード成形時に使用した接着剤)から放散される高濃度のアセトアルデヒドに暴露されたことによって体調不良になったものと推定される。	A1	2010(平成22)年11月17日付けホームページで社告を掲載し、防音室換気扇の常時連続運転及び設置している室内の換気を十分に行う旨の注意喚起を行い、同じ内容でダイレクトメールも送付した。今後は、入り口ドアに「換気をお願い」シールを貼り、揮発性有機化合物を低減するため、製造工程の改善を検討することとした。	00 01 09 00 年 月 日 回	2010/10/28	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2009-0523	2009/4/18	シート(建築工事・野積み用、 防災)	中華人民 共和国	雨漏りを防ぐため、前日に購入し た防災シート(主に建築工事中用、野 積み用)を天井に張ったところ、異臭 がして目が「チカチカ」した。	当該製品は軟質のポリ塩化ビニル樹脂製 で、室内で密閉包装を開梱して広げた際 に当該樹脂特有の臭気が放散された可能 性等が考えられるが、化学物質放散試験 の結果、事故の症状を引き起こす可能 性のある物質は検出されず、原因の特定 はできなかった。	G1	事故原因が不明であるため、措置 はとれなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2010/7/28	0	1
2009-1115	2009/7/9	マットレス	中華人民 共和国	圧縮梱包されたマットレスを開梱 して室内に置いていたところ、溶剤 のにおいが充満し、頭痛と胸の辺りに 違和感を覚えた。	当該製品は本体の材質がウレタンフォー ムで、室内で密閉包装を開梱した際に当 該樹脂特有の臭気が放散されたものと考 えられるが、当該臭気の人体に対する影 響は不明であり、原因の特定はできな かった。	G1	事故原因が不明であるため、措置 はとれなかった。なお、ウレタン フォームの製造から圧縮梱包までの 工程時間を従来より長くすることで、 工程期間中にウレタンの臭気をも できるだけ放散させることとした。	不明	2010/4/27	0	1
2009-1995	2009/10/12	麻雀牌	不明	リサイクルショップで購入した麻雀 牌の包装を開けたところ、異臭がし て気持ちが悪くなり、頭痛や動悸が した。	当該製品から放散される有機化合物とし て、多数の揮発性有機化合物(VOC)が 検出され、塩素化炭化水素など、事故 の症状を引き起こす可能性のある複数 の物質が含まれていたことから、事故 品から放散したVOCを吸引したことで 体調不良となったものと推定される。 なお、事故品を一定条件下の部屋に設 置した際のトータルVOC室内濃度推定 値は、厚労省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみら れる事故であるため、措置はとらな かった。	00 00 00 00 年 月 日 回	2010/7/28	0	1
2009-2645	2009/11/25	寝具(毛布)	中華人民 共和国	毛布のにおいで気分が悪くなり、 体がかゆくなった。	当該製品には微量のホルムアルデヒド等 の揮発性有機化合物(VOC)が検出され たことから、これらの放散化学物質を吸 入したことで体調に影響したものと推 定される。 なお、当該製品を一定条件下の部屋に 設置した際の個別物質の室内濃度は、 厚生労働省の示す指針値を下回って いた。	F2	被害者の感受性によるものとみら れる事故であるため、措置はとらな かった。	不明	2011/1/19	0	1
2009-2670	2009/12/4	衣類(割烹着)	中華人民 共和国	割烹着を購入後、洗濯してから着 用したところ、機械油のようなにお いがし、鼻水やくしゃみなどの症状 が出た。	当該製品から放散される有機化合物とし て、揮発性有機化合物(VOC)が検出 され、炭素数14~16の炭化水素など、 事故の症状を引き起こす可能性のある 複数の物質が含まれていたことから、事 故品から放散したVOCを吸引したことで 体調不良となったものと推定される。 なお、事故品を一定条件下の部屋に設 置した際のトータルVOC室内濃度推定 値は、厚労省暫定目標値以下であった。	F2	被害者の感受性によるものとみら れる事故であるため、措置はとらな かった。	00 00 03 00 年 月 日 回	2010/7/28	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2009-3262	2010/1/22	ベッド	中華人民 共和国	ベッドを使用した翌朝、顔全体が はれて湿疹が出た。	当該製品からの放散物質として、ホルムアル デヒド、トルエン等の物質が検出されたこと から、事故品から放散したこれらの物質を吸 引したことが体調に影響した可能性は考 えられるものの、事故の症状との因果関係 は不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、当該製品を一定条件下の部屋に設置 した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働 省の示す各々の指針値を下回っていた。	G1	事故原因が不明であるため、措置 はとれなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2010/7/28	0	1
2009-3407	2010/1/23	棚(木製)	ラトビア 共和国	木製の棚を購入したところ、目や にや鼻水など化学物質アレルギー の症状が出た。	事故品からの放散物質として、多数の揮 発性有機化合物(VOC)が検出され、ホル ムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす 可能性のある物質が複数含まれていたこと から、事故品から放散するVOCを吸入した ことで体調不良になったものと考えられ るが、原因物質の特定はできなかった。な お、事故品を一定条件下の部屋に設置した 際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省 の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性 によるものとみられる事故であるた め、措置はとらなかった。	00 00 10 00 年 月 日 回	2012/1/30	0	4
2010-0669	2010/4/27	人台(トルソー)	中華人民 共和国	購入した木製マネキンを組み立て ていたところ、動悸や頭痛がした。	事故品からの放散物質として、多数の揮 発性有機化合物(VOC)が検出され、ホル ムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす 可能性のある物質が複数含まれていたこと から、事故品から放散するVOCを吸入した ことで体調不良となったものと考えられ るが、原因物質の特定はできなかった。な お、事故品を一定条件下の部屋に設置した 際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省 の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	被害者の感受性によるものとみら れる事故であるため、措置はとらな かった。なお、従前からにおいて に対する注意書きをホームページ上で 掲載していたが、今後の入荷分につ いて、同様の注意書きを製品に添 付することとした。	不 明	2011/4/26	0	1
2010-1111	2010/06/00	マットレス(い草)	中華人民 共和国	マットレスを使用して就寝していた ところ、胸や喉が苦しくなった。	事故品からの放散物質として、多数の揮 発性有機化合物(VOC)が検出され、アセ トアルデヒドなど事故の症状を引き起こす 可能性のある物質が複数含まれていたこと から、事故品から放散するVOCを就寝中に吸 入したことで体調不良になったものと考え られるが、原因物質の特定はできなかった。 なお、事故品を一定条件下の部屋に設置 した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働 省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	被害者の感受性によるものとみら れる事故であるため、措置はとらな かった。	00 00 05 00 年 月 日 回	2011/1/19	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2010-1307	2010/5/4	床敷物(カーペット)	日本国	カーペットを使用したところ、化学物質のような強いにおいがし、4人に喉の痛み、咳、発熱の症状が出た。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 01 00 00 年 月 日 回	2011/1/19	0	4
2010-2656	2010/9/22	テーブル(木製)	中華人民共和国	ネット通販で購入したダイニングテーブルを組み立てていたところ、全身にかゆみが出て気分が悪くなった。	事故品から多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、輸入業者の協力が得られず、報告書は入手できなかった。	不 明	2011/7/21	0	2
2010-4260	2011/1/28	ベッドフレーム	中華人民共和国	2組のベッドを購入し使用したところ、異臭がし家人2人が体調を崩した。	事故品から放散される化学物質濃度を測定したところ、複数検出された化学物質のうち、ホルムアルデヒドが厚生労働省指針値の約3倍検出され、事故品に使用された接着剤から多量のホルムアルデヒドが確認されたことから、放散された高濃度のホルムアルデヒドに暴露されたことによって体調不良になったものと推定される。	A1	他に同種事故発生情報はなく、今後の発生状況を注視することとし、既製品についての措置はとらなかった。なお、事業者品質基準を満足する接着剤に変更することとした。	00 00 03 00 年 月 日 回	2011/10/13	0	2
2011-0329	2011/4/19	カラーテレビ(液晶)【テレビジョン受信機】	マレーシア	液晶テレビを初めて使用したところ、テレビの裏側から強い刺激臭がし、目がチカチカして頭痛がした。	事故品から多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。また、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。なお、製造事業者から報告書提出の協力は得られなかった。	F2	製造事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2012/1/30	0	1
2011-0677 (重大)	2008/05/00	椅子(ソファー)	中華人民共和国	当該製品を設置後、体調を崩した。	当該製品から放散が認められた化学物質は、いずれも低濃度であったことから、製品に起因しない事故と推定されるが、新築アパートの建材等の状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	F2	平成24年3月30日に開催された平成23年度第5回第三者委員会で製品起因による事故でないと判断された。	01 08 00 00 年 月 日 回	2012/11/16	1	0

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2011-1719	2011/06/00	玩具(立体パズル、木製)	中華人民 共和国	立体型木製パズルの梱包を開封したところ、異臭がし、気分が悪くなった。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、既販品に対する措置はとらなかった。なお、今後製造する類似製品については、生産工場へ乾燥工程の管理を徹底することとした。	00 00 00 01 年 月 日 回	2012/5/11	0	1
2011-2919	2011/10/12	柔軟剤(洗濯用)	日本国	柔軟剤を使用した洗濯物を室内に干していたところ、咳が止まらなくなり、喉に違和感が生じた。	事故品を用いて洗濯した被洗物から、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、被洗物から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、被洗物を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省が示す指針値を下回っていた。	F2	製造事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 02 00 年 月 日 回	2012/7/30	0	2
2011-3432	2011/10/18	スプレー缶(シールはがし)	日本国	スプレー缶(シールはがし)を使用したところ、発疹などが出たため、病院で受診した。	当該製品は、粘着剤溶解成分である酢酸ブチル、イソプロピルアルコールをはじめとして揮発性有機化合物(VOC)で組成されており、製品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になった可能性は考えられるが、医師によれば食物アレルギーの可能性もあることから、当該製品の影響の有無を含めて、原因の特定はできなかった。	G1	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2012/7/24	0	1
2011-3882	2009/12/00	電気ストーブ(セラミックヒーター)【電気ストーブ】	中華人民 共和国	セラミックヒーターの電源を入れたところ、プラスチックが焦げたようなにおいがして、頭痛がした。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定の条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	02 01 00 00 年 月 日 回	2012/10/31	0	2
2011-4465	2012/3/7	寝具(マットレス、ベッド用)	中華人民 共和国	マットレスを使用したところ、激しく咳込むようになった。	事故品から複数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 07 00 年 月 日 回	2012/10/31	0	2

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2012-1784 (重大)	2012/10/16	接着剤	日本	当該製品を使用して作業中、気分が悪くなり、病院に搬送後、死亡した。(事故発生地:埼玉県)	当該製品の詳細な使用状況は確認できなかった。使用者の死因は、脳内出血である。使用者の事故以前の健康状態は、確認できなかった。当該製品はポリウレタン系樹脂系接着剤であり、内容成分には法令の規制を受けるものはなかった。当該製品に含まれている4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネートは、過剰吸入するとアレルギーや喘息を起こすおそれがあることが確認されている。当該製品の使用状況や使用者の健康状態に関する情報が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の成分に問題は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	F1	平成25年9月27日に開催された平成25年度第1回第三者委員会で製品に起因する事故ではないと判断された。	00 00 00 00 年 月 日 回	2014/3/24	1	0
2012-1088	2012/8/3	スプレー缶(衣類用)	日本	ネット通販で購入した衣類用UVカットスプレーを使用したところ、咳き込みや呼吸困難などの症状が出た。	事故品を室内で多量に噴霧したことにより、事故品に含まれるシリコン樹脂などの成分を吸入したため、健康被害に至ったものと推定される。なお、本体には、閉めきった部屋など空気が滞留しやすい場所では使用しない旨、及びガスを吸い込むと有害である旨が表示されていたが、目立つものではなかった。	B4	販売事業者は、ホームページにて使用上の注意喚起を行うこととした。なお、在庫品については、キャップに室外で使用する旨及びガスを吸い込むと危険である旨を赤字で記載したシールを貼付した。	00 00 01 00 年 月 日 回	2013/7/31	0	1
2012-1763	2012/10/10	洗浄剤(洗濯槽用)	日本	洗濯槽用洗浄剤を使用後、排水の際に、目の痛みや頭のしびれが生じた。	当該製品は、洗濯槽内の水と希釈して使用する洗浄剤(次亜塩素酸ナトリウム)で、希釈された事故品水溶液が自然分解して発生した微量の塩素ガスを吸入した可能性などが考えられるが、十分な換気がされていたとの環境にあって、当該症状に至った詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	製造事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2013/7/17	0	1
2012-2199	2012/11/4	電気ファンヒーター (セラミックヒーター) 【電気温風機】	中華人民 共和国	購入したセラミックファンヒーターを使用したところ、強い異臭がしたため使用を中止した。	事故品からの放散化学物質として、環状シロキサン系物質等が検出されたが、検出された物質が事故の症状を引き起こす可能性については不明であり、原因の特定はできなかった。	G1	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2013/7/17	0	不明
2012-3216	2013/02/00	除菌剤	日本	除菌剤を居間で使用していたところ、咳が止まらなくなり、目が赤くたれた。	当該製品は、本体ボトル内の薬液に、別包装の顆粒剤を混合することで二酸化塩素が生成・放散される据置き型の空間除菌剤で、製品近傍や使用開始から数日間は、室内空気中の二酸化塩素ガス濃度が比較的高くなることから、これを吸入したことで事故の症状に至ったものと推定される。なお、臭いを感じた場合の注意事項や使用目安の表示はされていたが、高濃度での使用に伴う危険性について、明記されていなかった。	A4	製造事業者は、被害者の感受性によるところが大きい事故とみていることから、既製品に対する措置はとらなかった。なお、今後の製品については、表示及び最高濃度の低減化について改善を図ることとした。また、日本二酸化塩素工業会では、室内空気濃度の自主基準を策定し、2014(平成26)年3月14日付でホームページ掲載している。	00 00 05 00 年 月 日 回	2014/5/15	0	1

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2013-0272	2012/12/17	除菌剤	日本	除菌剤を使用していたところ、呼吸が苦しくなった。	当該製品は、ボトル内の薬液に別包装の顆粒剤を混合することで二酸化塩素が放散される据置き型の空間除菌剤で、表示された使用の目安よりも狭い部屋で使用したことで、室内の二酸化塩素ガス濃度が高めとなり、これを吸入して事故の症状に至ったものと推定される。なお、臭いを感じた場合の注意事項や使用目安の表示はされていたが、高濃度での使用に伴う危険性について、明記されていなかった。	B4	製造事業者は、被害者の感受性によるところが大きい事故とみていることから、既製品に対する措置はとらなかった。なお、今後の製品については、表示及び最高濃度の低減化について改善を図ることとした。また、日本二酸化塩素工業会では、室内空気濃度の自主基準を策定し、2014(平成26)年3月14日付でホームページ掲載している。	00 00 10 00 年 月 日 回	2014/5/15	0	1
2013-0383	2013/5/4	パソコン周辺機器 (外付けハードディスク)	日本	ネット通販で購入した外付けハードディスクを梱包から取り出したところ、異臭がして頭が痛くなった。	事故品からの放散物質として、微量の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、トルエンなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	製造事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 00 00 年 月 日 回	2014/1/29	0	1
2013-0384	2013/4/27	掃除機(サイクロン式)	中華人民 共和国	ネット通販で購入した掃除機を開梱したところ、異臭がして気分が悪くなった。	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、p-ジクロロベンゼンなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 17 00 年 月 日 回	2014/1/29	0	1
2013-0877	2013/06/00	マスク(使い捨て)	中華人民 共和国	マスクを使用したところ、肺に炎症を起こした。	当該製品から、ノナン、エチルベンゼンなどの揮発性有機化合物(VOC)が極微量検出されたものの、類似品と比較して、検出物質に特段の差異は認められず、事故の症状との因果関係は不明であり、当該製品による影響の有無を含めて、原因の特定はできなかった。なお、輸入事業者から報告書提出の協力は得られなかった。	G1	NITEは、引き続き同様の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	00 04 00 00 年 月 日 回	2014/4/25	0	1
2013-0953	2013/5/20	寝具 (マットレス、ベッド用)	中華人民 共和国	マットレスを使用したところ、家人2人が気管支炎を発症した。	事故品および未使用同等品から多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、ホルムアルデヒドなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際の個別物質の室内濃度は、厚生労働省の示す各々の指針値を下回っていた。	F2	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 02 00 00 年 月 日 回	2014/1/29	0	2

年度 受付番号	事故発生 年月日	品名	生産国	事故内容	事故原因	原因 区分	再発防止措置	使用期間	公表年月日	重傷 者数	軽傷 者数
2013-4034	2014/2/6	アコーディオンカーテン	日本	アコーディオンカーテンを取り付けたところ、ぜんそくが悪化した。(事故発生地:大阪府)	事故品からの放散物質として、多数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、イソホロンなど事故の症状を引き起こす可能性のある物質が複数含まれていたことから、事故品から放散するVOCを吸入したことで体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。	F2	製造事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	00 00 17 00 年 月 日 回	2015/1/30	0	1
2014-1413 (重大)	2014/3/4	タンス	タイ王国	当該製品を使用していたところ、じんましんを発症した。(事故発生地:大阪府)	調査の結果、当該製品に社内基準に満たない部材が混入したため、多量のホルムアルデヒドが放散され、室内空気中のホルムアルデヒド濃度が厚生労働省指針値を大きく上回り、当該空気を吸入したことにより、体調不良に至ったものと推定される。	A3	当該製品を含む同一工場で製造された製品については、平成26年9月以降の購入者に対して、社内基準を超えた製品が混入している旨を案内し、要望があった消費者に対しては返品対応を行った。当該年月以前に販売した製品については、一定程度拡散が低減しているものと判断している。また、今後の製品については、製造工場に対して部材の管理方法の強化を指示し、製造工場と国内で部材検査を定期的に行うこととした。	00 05 00 00 年 月 日 回	2015/7/16	1	0
2014-0487	2013/11/11	電気ストーブ (シーズヒーター式) 【電気ストーブ】	中華人民 共和国	電気ストーブを使用していたところ、目に痛みを感じた。(事故発生地:東京都)	同等品から複数の揮発性有機化合物(VOC)が検出され、事故の症状を引き起こす可能性のある物質が含まれていたものの、放散量は極微量で、ばく露経路も不明であった。また、放射照度も光生物学的障害を起こさない程度であり、原因の特定はできなかった。	G1	輸入事業者は、製品に起因しない事故とみていることから、措置はとらなかった。	00 00 00 01 年 月 日 回	2015/1/29	0	1
2014-0667	2014/5/27	蚊取り器(乾電池式)	日本	蚊取り器を使用したところ、体調を崩した。(事故発生地:東京都)	当該製品は、ファンによって殺虫成分を蒸散させる構造で、過大に蒸散した殺虫成分を吸入したことで体調不良になった可能性が考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。	G2	製造事業者は、事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとらなかった。	00 00 01 00 年 月 日 回	2015/4/28	0	1